者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとし、当該厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任することができることとした。（第一〇〇条の二関係）

2　心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

政令で定める規模未満の事業場については、労働安全衛生法附則第四条により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除することとした。（附則第四条関係）

3　化学物質による健康障害防止対策

㈠　作業環境測定の対象拡大

(1)　作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）を作業環境測定に位置付けることとした。（第二条第四号関係）

(2)　事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないこととし、また、事業者が行うべき通知対象物等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うこととした。これらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従って行わなければならないこととした。（第六五条の三関係）

㈡　危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

通知対象物譲渡者等（通知対象物を譲渡し、又は提供する者をいう。㈢において同じ。）の文書の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げた。（第五七条の二第二項及び第一一九条第四号関係）

㈢　営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知

(1)　通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないものである場合には、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等（当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項をいう。以下この(1)、(2)及び(4)において同じ。）を定め、これを通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができることとし、これにより代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができることとした。（第五七条の二第三項及び第六項関係）

(2)　代替化学名等通知者（(1)により代替化学名等を定め、通知を行った者をいう。(3)において同じ。）は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないこととし、当該記録に基づいて作成した書類を保存しなければならないこととした。（第五七条の二第四項及び第一〇三条第四項関係）

(3)　代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならないこととした。（第五七条の二第五項関係）

(4)　厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとした。（第五七条の二第八項及び第九項関係）

4　機械等による労働災害防止対策

㈠　特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(1)　特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないこととした。（第四五条第三項関係）

(2)　検査業者は(1)の基準に従って特定自主検査を行わなければならないこととし、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、これに違反した検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第五四条の四第二項及び第五四条の六関係）

(3)　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(2)の前段に違反し、又は(2)の後段の命令に違反した検査業者の登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第五四条の七第二項関係）

(4)　何人も、労働安全衛生法第七六条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならないこととし、都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第七六条の二関係）

(5)　都道府県労働局長は、登録教習機関が(4)の命令に従わない場合には、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとし、これにより登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、一〇年を超えない範囲内で取消処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定することができることとした。（第七七条第三項及び第四項関係）

㈡　特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(1)　特定機械等の製造の許可の申請は、登録設計審査等機関が行った設計審査（申請に係る特定機械等の設計が厚生労働大臣の定める基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査をいう。以下この(1)、(3)及び(4)において同じ。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならないこととした。ただし、労働安全衛生法第五三条の二第一項の規定に基づき都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでないこととした。（第三七条第三項関係）

(2)　特定機械等のうち、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ（以下この(2)において「ボイラー等」という。）を製造し、若しくは輸入した者、ボイラー等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又はボイラー等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、登録設計審査等機関の製造時等検査を受けなければならないこととし、登録設計審査等機関は、製造時等検査に合格した移動式のボイラー等について、検査証を交付することとした。また、外国においてボイラー等を製造した者は、輸入されたボイラー等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができることとした。（第三八条第一項及び第二項並びに第三九条第一項関係）